

各位

横浜市こども青少年局
障害児福祉保健課長

令和7年度「横浜市指定障害児通所支援事業所等及び学齢後期障害児支援事業所における
こどもの人権を守るための環境整備事業費補助金」に係る
消費税仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和7年度「横浜市指定障害児通所支援事業所等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金」の交付を受けた事業者は、交付要綱「第12条第7項」より当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、すみやかに市長に対して報告していただくこととなっています。

つきましては、交付決定ごとに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）を記入していただき、提出してください。消費税仕入控除額がある場合、報告いただいた内容によっては、補助金の一部を返金していただく場合があります。

なお、「消費税及び地方消費税の確定申告」を行っていない事業者は、「横浜市への返還額がない場合」に該当します。また、「消費税及び地方消費税の確定申告」を行っている事業者は、添付のフロー図を参考にいただき、消費税仕入控除額の有無を確認してください。

※消費税仕入控除税額が「ない」場合でも必ずこの報告書（第5号様式）の提出が必要です。

1. 「消費税及び地方消費税の確定申告」を行っていない事業所

今回御提出いただく書類

- | |
|--|
| ① 第5号様式 横浜市指定障害児通所支援事業所等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 |
| ② 第5号様式 別紙I（仕入控除税額がない場合） |

2. 「消費税及び地方消費税の確定申告」を行っている事業所

（1）横浜市への返還額がない場合

次のいずれかに該当する場合には、横浜市への返還額はありません。横浜市へ報告書等の必要書類を提出し、処理は完了となります。

- ① 簡易課税方式により確定申告している
- ② 特定収入割合が5%を超えている
- ③ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告している

- ④ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- ⑤ 補助金等の使途が全て非課税仕入に該当する

今回御提出いただく書類

- ①第5号様式 横浜市指定障害児通所支援事業所等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ②第5号様式 別紙I(仕入控除税額がない場合)
- ③課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- ④課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

(2) 横浜市への返還額がある場合

今回御提出いただく書類

- ①第5号様式 横浜市指定障害児通所支援事業所等及び学齢後期障害児支援事業所におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ②第5号様式 別紙I(仕入控除税額がある場合)
- ③課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- ④課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

3. 提出先

横浜市電子申請・届出システム(提出する様式はこちらにあります。)

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/65b6b97a-3e56-4336-bbd3-a11aa3b28917/start>

※申請先の補助事業名を確認の上、提出書類をアップロードしてください。



4. 提出期限

令和8年12月4日(金)必着

5. その他

- ・仕入控除税額報告書(第5号様式)への押印は不要です。
- ・本市では法人各々の決算状況を把握しておりませんので、返還の有無については判断いたしかねます。事業所における「消費税及び地方消費税の確定申告」の有無や内容等につきましては、各法人の経理担当へ御確認ください。
- ・消費税及び地方消費税の仕入控除税額について、参考に本市ホームページもご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city->

[info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/20170531174338.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/20170531174338.html)

<問い合わせ先>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp